

## 処 分 基 準

令和4年1月31日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 基 準 : 第75条の2第1項
処 分 概 要 : 自動車の使用制限命令
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第26条の7 (自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車両の種類に応じ、別添「使用制限に関する処分量定基準」に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 せ 先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課指導取締係 (電話 058-271-2424)
備 考 :

別添

使用制限に関する処分量定基準

1 処分量定の基準

令第 26 条の 7 に規定する使用制限の処分の基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定は、処分対象行為ごとに関係累計点数、前歴及び車種に応じ、それぞれ次の表に定める期間を超えない範囲で行うものとする。

処分量定基準表

前 歴 回 数	累計点数 車種	2 点又 は 3 点	4 点又 は 5 点	6 点、 7 点又 は 8 点	9 点以 上
	な し	大型車等			30 日
普通車				20 日	30 日
二輪車等				10 日	15 日
一 回	大型車等		30 日	45 日	60 日
	普通車		20 日	30 日	40 日
	二輪車等		10 日	15 日	20 日
二 回	大型車等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普通車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二輪車等	10 日	15 日	20 日	25 日
三 回 以 上	大型車等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普通車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二輪車等	15 日	20 日	25 日	30 日